

# Newsletter

## 減価償却制度の改正 ~新定率法適用に係る経過措置~

### Contents

1. はじめに
2. 減価償却制度改正の概要
3. おわりに

### I. はじめに

平成23年12月2日に公布された法人税法施行令の一部を改正する政令(平成23年12月改正税法)により、法人の減価償却制度に関する規定が改正されました。

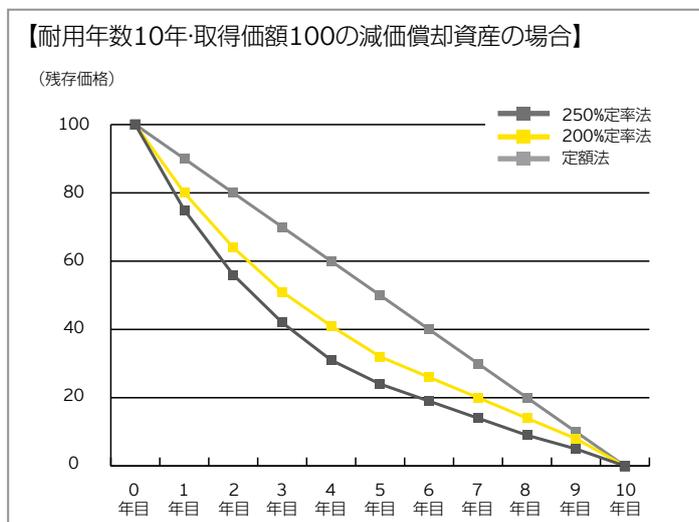
本稿では、今回の改正税法における減価償却制度の規定のうち、償却の方法等に関する経過措置(特例措置)を中心に紹介します。

### II. 減価償却制度改正の概要

#### 1. 定率法償却率の見直し

今回の改正により、平成24年4月1日以後に取得をされる減価償却資産の定率法の償却率については、従来定額法の償却率の2.5倍に設定されていた償却率(250%定率法)に代えて2.0倍に設定された償却率(200%定率法)を適用することとされました。

#### 【定率法償却率の見直し】



出典: 経済産業省「平成23年度税制改正について」(参考資料)平成22年12月6ページ

## 2. 償却の方法等に関する経過措置

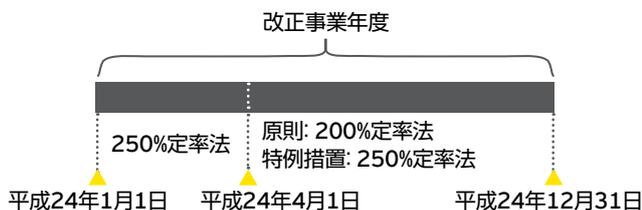
上述のとおり、平成24年4月1日以後に取得をされる減価償却資産の定率法の償却については200%定率法を適用することとされていますが、法人の事務負担の軽減を図るための特例措置が設けられています。

### (1) 250%定率法の適用

#### ① 概要

法人が、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度(改正事業年度)においてその有する減価償却資産につき定率法を選定している場合、取得の日によっては同一事業年度に200%定率法と250%定率法が混在することになります。このような法人の事務負担の軽減を図るため、平成24年4月1日をまたぐような事業年度(例えば平成24年12月決算年度)については、平成24年4月1日以後その事業年度終了の日までに取得をした減価償却資産については250%定率法により償却することができることとされています。改正事業年度においては旧法人税率(30%)が適用されているため、減価償却についても従前通りの250%定率法による償却を認める特例措置が設けられたものと考えられます。

#### 【12月決算法人の場合】



\* 3月31日決算法人には改正事業年度が存在しないため、この特例措置の適用はありません

#### ② 留意点

この特例措置は、法人の任意により改正事業年度に限り従来の250%定率法で償却することができるものであり、改正事業年度の翌事業年度以後の各事業年度においては200%定率法により償却することから、選択にあたり届出書の提出等の手続は不要です。

### (2) 200%定率法の適用

#### ① 概要

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産がある場合、平成24年3月31日までに取得をした減価償却資産については250%定率法を適用し、平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産については200%定率法を適用することから、それぞれ異なる償却率により償却を行う必要があります。

このような法人の事務負担の軽減を図るため、その期間に取得をした減価償却資産につきそのよるべき償却の方法として定率法を選定している場合において、平成24年4月1日の属する事業年度の確定申告書の提出期限までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出による法人の選択により、改正事業年度又は変更事業年度以後の各事業年度における償却限度額の計算について、その減価償却資産の全てを200%定率法により償却することができることとされています。

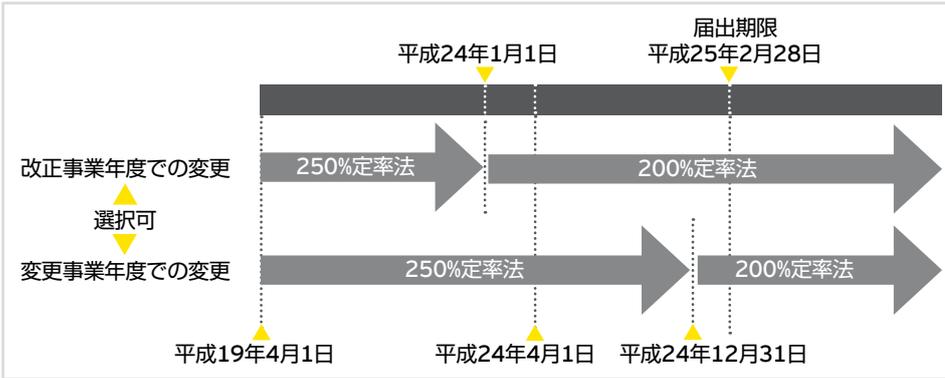
#### ② 留意点

200%定率法の適用を受けるときは、改正事業年度に従来の250%定率法を適用する場合とは異なり、「減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書」を平成24年4月1日の属する事業年度の確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。なお提出期限は、確定申告書の提出期限の延長をしている法人にあっては延長後の提出期限となり、仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限となります。

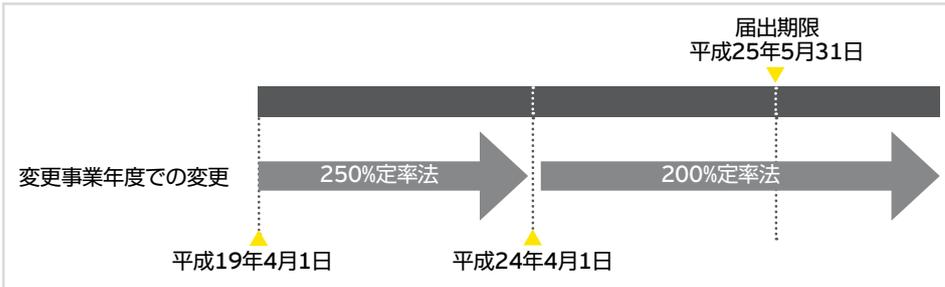
この届出により200%定率法の適用を受ける減価償却資産は250%定率法の適用を受けている全ての減価償却資産となりますので、減価償却資産ごとにこの経過措置を選択する事はできません。

また、この経過措置の適用を受けて200%定率法に変更した資産についても、当初の耐用年数(250%定率法に基づく耐用年数)内に償却が完了するように、適用される償却率等について一定の調整が行われます。

## 【12月決算法人の場合】



## 【3月決算法人の場合】



## III. おわりに

今回の減価償却制度の改正により、減価償却資産の取得日に応じて複数の償却率を適用する等、法人の固定資産管理や税務上の負担が増えることが考えられます。事務負担の軽減を図るために上記のような措置も講じられていますが、提出期限までに届出書を提出する必要などもありますので、実際の事務運営に即した適切な準備が必要となります。

## ■ メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部 [tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の16万7千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

## 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

©2012 Ernst & Young Shinnihon Tax.  
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20121024-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。